

質疑・回答書

| 告示番号 | 豊中市告示第89号 | 件 名 | 豊中市立千里体育館空調設備改修工事 |
|------|--|--|-------------------|
| No | 質疑事項 | 回 答 | |
| 1 | 場内に工事用仮設物を設けないとありますが、交通誘導員ボックス、コンテナ、仮囲い、養生、足場等図示されている以外は設けないものと判断して宜しいでしょうか。(作業員詰所、事務所、便所等) | 質疑内容のとおりで宜しいです。 | |
| 2 | 作業員詰所、事務所、便所等を設けない場合、施設の便所は借用可能でしょうか。 | 使用可能としますが、使用する便所については協議してください。 | |
| 3 | 作業員詰所、事務所として地階機械室等の借用は可能でしょうか。 | 1階会議室を作業員詰所、事務所として使用できます。 | |
| 4 | 現場説明書で施工着手が令和元年11月25日になっているうえで、特記仕様書のなかで11/末～3/末が空調停止を行わない期間と記載されています。 11/初からはアスベスト調査期間並びに既設空調停止を伴わない作業とし、室内作業は4/初～6/末の3ヶ月と考えて宜しいでしょうか。 | 令和元年(2019年)11月25日～令和2年(2020年)6月30日までを閉館とし、閉館中を空調運転停止期間とします。 室内作業は閉館中とします。 ただし、1階事務室、1階学習室、1階会議室については運転停止期間を協議するものとします。 | |

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

| 告示番号 | 豊中市告示第89号 | 件 名 | 豊中市立千里体育館空調設備改修工事 |
|------|---|---|-------------------|
| No | 質疑事項 | 回 答 | |
| 5 | 体育館の改修に伴う休館予定期間は11/末～6/末を想定して宜しいでしょうか。 | 質疑内容のとおりで宜しいです。 | |
| 6 | 作業時間は平日、昼間作業(AM8時～PM5時)と考えて宜しいでしょうか。 | 作業時間は原則として午前8時から午後6時までとします。 | |
| 7 | 1階ホールに仮設間仕切が設けてありますが工事期間中(全館休館)、施設管理者様は事務所と学習室のみを利用されると考えて宜しいでしょうか。 | 施設管理者は、基本的には事務所を利用し、事務所内を施工するときに学習室に移動します。また、施設管理者がトイレを使えるように仮設は計画してください。 | |
| 8 | 冷温水発生機×1台撤去になっていますが、既設給湯用ボイラーがあるものとして、冷温水機用煙道は閉塞のみと考えて宜しいでしょうか。 | 冷温水発生機から分岐部分までの煙道を撤去し、閉塞するものとします。 | |

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

| 告示番号 | 豊中市告示第89号 | 件 名 | 豊中市立千里体育館空調設備改修工事 |
|------|--|------------------------|-------------------|
| No | 質疑事項 | 回 答 | |
| 9 | 天井改修図(M-102~112図)において照明器具用開口補強、天井ボード改修とありますが、照明器具設備は同時期に発注される別途工事と判断して宜しいでしょうか。 | 質疑内容のとおりで宜しいです。 | |
| 10 | X6、Y6通りの屋外部分に配管用仮設足場(1.8m×0.9m×12.0mH)の表示がありますが、本工事として枠組足場と考えて宜しいでしょうか。 | 質疑内容のとおりで宜しいです。 | |
| 11 | 参考数量表にある天井改修での単管本足場(P72)とありますが、図面に記載されている箇所をご教示願います。 | M-15 X6通り、Y6通り附近にあります。 | |
| 12 | 仮設計画図(M-201~203図)における、枠組棚足場、枠組足場(建築工事)とあるのは、別発注工事における仮設工事と判断し本工事対象外と考えて宜しいでしょうか。 | 質疑内容のとおりで宜しいです。 | |

質疑・回答書

| 告示番号 | 豊中市告示第89号 | 件 名 | 豊中市立千里体育館空調設備改修工事 |
|------|---|---|-------------------|
| No | 質疑事項 | 回 答 | |
| 13 | 地階、3階機械室内アスベスト撤去とありますが、配管のエルボ部分保温材のみ撤去とし冷温水ポンプ、ヘッダー、弁類、ダクトパッキンには含まれていないと判断して宜しいでしょうか。 | <p>冷温水ポンプ、ヘッダー、弁類のアスベストは含まれていないものとして設計しております。</p> <p>現場調査にてアスベスト含有が疑わしい場合は協議するものとします。</p> <p>ダクト接続部については、パッキンを使用していません。</p> | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp